

陳述書

大津地方裁判所 御中

第1 はじめに

令和2年8月20日作成の私の陳述書から2年以上経過しています。この陳述書では、私が首長を務める米原市において、前回の陳述書作成から現在までの間の原子力災害への対応に対する取り組みや原子力災害について改めて述べたいと思います。

第2 前回の陳述書作成時から現在までの出来事

1 米原の原子力災害防災を考える市民委員会について

(1) 当市は、平成31年1月10日付「米原の原子力災害を考える市民委員会設置要領」に基づき設置されたから米原の原子力災害を考える市民委員会（以下、「委員会」といいます。）において、米原市民の皆様と一緒に原子力防災に対する知識を深めながら、必要な対策について考えてきました。

(2) このような中、令和3年3月22日、5回の委員会を経て、

【提言1－1】 安定ヨウ素剤に関すること

緊急事態が発生した場合に、安定ヨウ素剤が、適切なタイミングで効果的に予防服用できる環境や体制を整えていただき、市民の健康を守るため、より実効性ある対策の検討要請

【提言1－2】 原子力災害発生時の退避・避難態勢

当市内面積の3分の1が原子力発電所から半径50キロメートル圏内に含まれていることから、市民等の被ばく回避を第一として、避難計

画を作成することとなっているが、「どこへ避難する」のような具体的な記載は無く、滋賀県の計画においても UPZ 県外の当市の詳細な避難方法等が示されていないため、放射線の影響や災害発生の段階に応じた具体的な避難計画の検討要請

【提言 1－3】 市民への広報・情報提供に関するこ

原子力災害の影響が五感では分からず特殊性を有することから、緊急時において市民の動搖や混乱が予想されることから、市民等に対する広報・情報提供について、平時の情報提供の充実を図る中で、緊急時の情報伝達・広報活動の努力要請

【提言 1－4】 研修・訓練等を通じた学習機会の提供

特殊性のある原子力災害について市民に対する知識の普及や啓発により、理解を深めていくことが大切であるとの認識のもと、市民に対する原子力災害や放射線に対する研修・訓練等を通じた学習機会の場の提供の要請

【提言 1－5】 原子力災害対策に必要な資機材の整備

緊急時に行う放射線量測定のモニタリングや現場の支援対応に従事する市役所職員や消防団等の安全対策等のための資材を含め、原子力災害対策に必要な資機材を順次、整備していくとともに、その資機材の継続的な維持管理と緊急時に使用できるように、定期的に使用に関する

- 訓練等の努力要請
- の 5 つの提言を受けました。
- (3) さらに、令和 4 年 3 月 6 日、さらに 4 回の委員会を経て、
- 【提言 2-1】 学校・幼稚園等での安定ヨウ素剤の分散配備
安定ヨウ素剤の服用効果が最大となる適切な
タイミングでの服用及びリスク分散のために、
こどもたちが日中過ごす学校や幼稚園等での安
定ヨウ素剤の分散配備の要請
- 【提言 2-2】 安定ヨウ素剤の服用および具体的で安全な避
難体制の整備
当市独自の判断による適切なタイミングでの
安定ヨウ素剤の服用ができる体制構築及び原子
力災害の実態や怖さを市民に正しく理解する機
会を設けるとともに、除染や避難先を含めて、
すばやく逃げることを前提とした具体的で安全
に避難できる態勢の整備の要請
- 【提言 2-3】 未就学児への安定ヨウ素剤の服用
ゼリー剤のような未就学児が服用しやすい安
定ヨウ素剤の準備・配布の要請
- 【提言 2-4】 避難に支援が必要な人へのサポート体制の整
備
高齢者や障がい者、妊娠されている人など避
難に支援が必要な人の早期の避難や安定ヨウ素
剤が服用できる体制整備の要請
- の 4 つの提言を受けました。
- (4) 当市は、上記提言を受け、後述の安定ヨウ素剤の分散備蓄や

市民に対する学習機会の提供等を実施してきました。また、今後も提言に対してできうる限りの努力をしていく予定です。

2 安定ヨウ素剤の分散備蓄について

上記【提言1-1】、【提言2-2】、【提言2-3】を踏まえ、当市は、安定ヨウ素剤の備蓄体制等について、

- ①従来は安定ヨウ素剤を米原診療所（滋賀県米原市三吉 581）1カ所のみの備蓄であったところ、当市内の小中学校を含む広域避難所等に分散備蓄する体制に変更し、
- ②保護者から安定ヨウ素剤の服用に関する事前の同意を得ることで、保育中や授業中に原子力災害が発生し安定ヨウ素剤の服用指示が発令された場合に速やかに服用できる体制を整え、
- ③休日夜間における服用機会を確保するために、安定ヨウ素剤の家庭備蓄（事前配布）に向けて関係機関等と協議を進めていくといった取り組みをしています。

3 市民向け防災講演会の開催

当市は、平成30年10月23日に、原子力防災を考える防災講演会を開催しておりました。

また、上記【提言1-3】、【提言1-4】及び安定ヨウ素剤の体制変更を踏まえ、当市の9月の広報紙で「原子力災害を知る、備える」と題する防災特集記事で市民に広報するとともに、令和4年9月17日、当市内において、ジャーナリストの守田敏也氏による『自然災害・原発災害からの命の守り方』の講演と医師の福田章典氏による『安定ヨウ素剤ってなに？どう使うの？』の講演を開催しました。

これら講演会により、消防団をはじめ、自治会関係者、市民、市職員など多くの方に参加していただき、原子力災害への備えや

安定ヨウ素剤の基本的な知識と分散備蓄について、一定の理解を深めていただくことができたものと認識しています。

当市は、今後も、原子力災害に対する防災に関し、市民に向けて学習会など知る機会を確保したいと考えています。

4 令和2年度及び令和3年度の総合防災訓練について

当市は、毎年開催している総合防災訓練について、令和2年度及び令和3年度も実施しました。

特に、原子力災害に関する避難訓練に関しては、両年度とも、実際に原子力災害が発生した場合に対応する職員が正しく防護服を着用し、対象地域と指定した場所で放射線の測定（モニタリング）を行い、災害対策本部に報告するという原子力災害が発生した場合に想定されている対応を訓練しました。

しかし、米原市はU P Z圏外あるため、国や県から当市に対しての詳細な避難方法などの指針が示されていないため、市独自で退避の方法や避難方法を試行錯誤して検討せざるを得ない状況にあるという問題を抱えています。

5 地域防災計画の全面見直し・防災ハザードマップの作成

また、上記【提言1－3】を踏まえ、従来の米原市地域防災計画について、対象とする読み手、すなわち、米原市民を意識しながら編集し、令和4年3月に地域防災計画を改定しました。

令和4年3月改訂の地域防災計画においても、上記提言を踏まえ、安定ヨウ素剤の事前配備、服用指示、原子力災害発生時のモニタリング、原子力災害を想定した総合防災訓練の実施などを記載しました。

第3 米原市の原子力災害への取り組みと限界

安定ヨウ素剤は、医師の処方箋が必要な医薬用医薬品です。住民

が勝手にはヨウ素剤を用意（準備）出来ません。原発事故避難は、先ずは屋内退避、一定の空間放射線量を超えた場合に圈外避難の2段階行動です。

福井県方面の原発事故、避難情報が明らかになれば、住民は、UPZ（30キロ圏内）圏外による避難区域毎の避難指示、屋内退避に従いません。そうなれば、深刻な交通渋滞が発生し、避難時間が長くなり、大勢の被ばく被災者が生まれることが予想されます。

前回の陳述書で述べた原子力災害に対する防災計画や避難計画の策定に関する限界は、未だ解消するに至っておらず、自治体の首長としての責務である住民の命、健康及び財産を守るとの役割を十分に全うできる状況になったとは感じていません。

第4 おわりに

私は、次世代の若者や子供たちの未来を保障する大人の世代責任として、原子力災害に対し、被ばくを前提にしている避難行動ではなく、現場の柔軟な対応で、事故発生と同時に遠隔地避難行動を開始する避難手段や避難先確保、必要物資や費用、関係機関の協力など課題は多岐にわたりますが、懸命に取り組みます。

しかし、実効性のある避難計画策定の前途は、厳しいのが現実です。

私は、前回の陳述書でも述べたとおり、福島第一原発事故のような悲惨な被害を発生させないためには、原発廃炉しかありませんが、現存する原子発電所に核燃料がある限りは危険であるとの認識、それ以上に、原子力発電所の運転、再稼働による事故災害リスクは格段に大きいことを改めて訴え、最も有効で賢明な手立ては、原発の再稼働をしないこと、原発を廃炉にすることだと考えています。

以上の内容について、間違いはありません。

令和 4年 9月 28日

氏名

牛尾道雄

